

秋田県児童会館 劇場「ご予約方法」の改正について

2016年4月1日より劇場のご予約方法が一部改正となります。

改正内容は以下の通り（赤字＝追加、二重線＝削除）となりますのでご確認をお願いいたします。

1. 仮予約を入れる

(1) 劇場の使用を希望する際は、あらかじめ当館へ問い合わせ、空き状況はじめ必要事項を確認し、仮予約を入れてください。

※劇場以外にある館内施設も併せて使用される場合は、その旨お知らせください。

(2) 原則使用日の12ヶ月前の月の初日 ~~より~~ から7日前までお申し込みいただけます。(休館日を除く)

※劇場及び劇場以外の館内施設は、公的事業等で使用する場合がありますので、申込受付できないことがあります。

※仮予約は最大でも1日の劇場利用につき2日までとなります。

※仮予約日の重複が同日に生じた場合は、使用が確定していることを前提として抽選により仮予約者の決定を行います。

(3) 使用可能時間 午前9時～午後10時

(4) 休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日の時は火曜日）
年末年始（12月29日～1月3日）

(注意事項)

仮予約日の日程に後から使用が確定している催し物の予約希望があった場合は、次の通りとなります。

①仮予約者が本予約に移行する場合

仮予約者は速やかに下記3.の使用許可申請書をご提出ください。

②仮予約者が本予約に移行できない場合

仮予約は理由の如何を問わずキャンセルとなります。使用が確定している催し物の予約者は速やかに下記3.の使用許可申請書をご提出ください。

1.2. 使用申請の特例措置

次のような催物の場合は12ヶ月以上前から24ヶ月先までの使用申請を受け付けることができます。

(1) 全国またはブロック規模の各種大会・学会及び研修会等の催物

(2) 県または教育委員会が主催する催物で、申請期日前に使用日及び会場を確定しなければ開催できない催物

(3) 芸術文化及び教育に関するもので、県単位もしくはこれに準ずる団体組織が例年開催している催物

~~(4) 会館（劇場）を連続して3年以上使用している催物~~